新入生の保護者の方へ

令和6年度　**①奨学のための給付金　早期給付のご案内**

（高校生等奨学給付金）

1　奨学のための給付金とは

○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が０円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

○奨学のための給付金は、通常、年額を一括で支給する「年額支給」ですが、新入生分に限り希望される保護者等は、年額の一部（４月～６月相当額）を早期に支給する「早期給付」を選択することができます。早期給付を希望する方は申請してください。支給の要件については「２　早期給付の対象要件」をご覧ください。

○早期給付を希望しない方は、６月末頃に配布予定の「年額支給」のご案内をご覧ください。

※高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2　早期給付の対象要件

令和６年４月１日現在、次の①～③のすべてを満たす世帯である保護者等

①高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる

②保護者等が滋賀県内に住所を有する

③生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、**令和5年度**の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）である（保護者が２名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。
・高校生等が特別支援学校の生徒である　　・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年１回、通算３回（定時制・通信制課程は通算４回、専攻科は通算２回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に１回（定時制・通信制課程は２回まで）加えることができる。

★**年額の残り（７月～３月相当額）を受給するには、７月以降に改めて申請手続きが必要**となります。

★７月～３月相当額または年額支給を受給するには、令和６年７月１日現在において、上記①②の要件に加えて、生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、**令和６年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が０円（非課税）**である必要があります。

★７月～３月相当額および年額支給の手続き方法は６月末頃改めてご案内します。

3　支給時期（予定）

※審査の状況により遅れる場合があります

・早期給付（４月～６月相当額）→　７月
・７月～３月相当額　→　１１月下旬～１２月
・年額支給　→　１１月下旬～１２月

※支給決定の時点で学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充当します。

4 支給額

世帯区分		課程		年額	早期給付額（※2）
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制		32,300 円	8,075 円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制 ・定時制	一人目	122,100 円	30,525円
			二人目以降（※1）	143,700 円	35,925 円
		通信制		50,500 円	12,625 円
③	非課税世帯 （生活保護世帯含む）	専攻科		50,500 円	12,625 円

※1　保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
・15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の者（**生年月日が平成 13 年 4 月 3 日～平成 21 年 4 月 2 日の者**）
・23 歳以上の高校生等
※2　早期給付額は年額の 4 分の 1 （4 月から 6 月相当額）となります。

5 早期給付の申請方法および必要書類

○申請期限　**令和６年５月３１日（金）**　までに申請してください。

○申請方法　各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。
申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

○必要書類　（※印は該当する場合に提出が必要です。）

必要書類＼世帯区分	① 生活保護世帯	②非課税世帯（①を除く）			③非課税世帯（生活保護世帯含む）
	全日制・定時制・通信制	全日制・定時制		通信制	専攻科
		一人目	二人目以降		
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(早期給付用)	○	○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書（複写可） ・令和６年４月１日以降に福祉事務所が発行したもの	○				
3. 保護者等の課税証明書等（複写可） ・**令和5年度(令和4年分)**の課税証明書等		○	○	○	○
4. 扶養誓約書 ※対象生徒の兄弟姉妹で、保護者に扶養されている 15 歳以上（中学生除く）23 歳未満の者または 23 歳以上の高校生等がいる場合に必要です。			○※		
5. 在学証明書 ※保護者等に扶養されている２３歳以上の高校生等がいる場合に、その兄弟姉妹について証明を受けてください。			○※		
6. 住民票記載事項証明書 ※3 で課税証明書等を提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合に必要です。（該当する保護者等分のみ）		○※	○※	○※	○※
7. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に必要です。		○※	○※	○※	○※
8. 通帳の写し	○	○	○	○	○
9. 個人対象要件証明書					○

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。
※対象生徒が２人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

6 提出先・問い合わせ先

県内の国公立高等学校等に在学　→　各学校
県外の国公立高等学校等に在学　→　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　修学支援係
電話：077-528-4587
mail：ma0005@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、子ども若者政策・私学振興課で実施します。
在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。